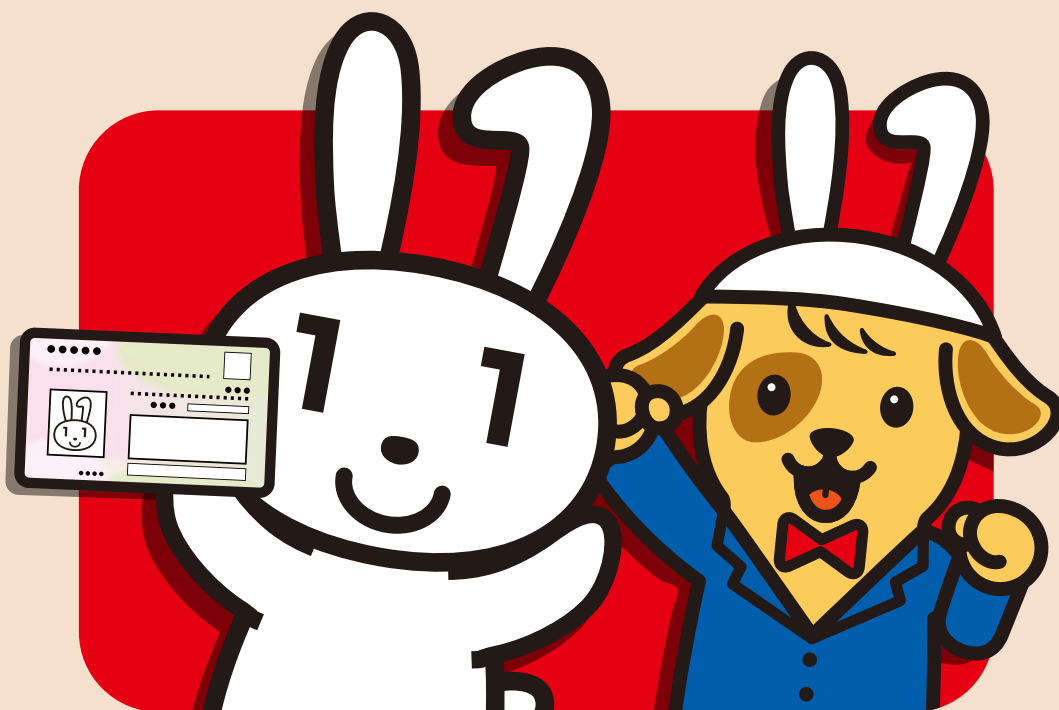
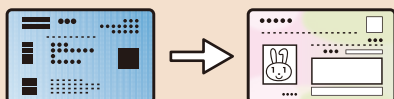


事業主のみなさまへ

これからは 保険証のルールが変わります。

保険証は、マイナ保険証へ。



2024年12月2日に、現行の健康保険証は新たに発行されなくなり、
「**マイナ保険証**」を基本とする仕組みに移行します。

※発行済みの保険証は最大一年間使用可能です。

マイナ保険証とは🔍

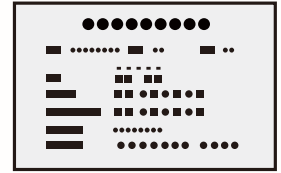


マイナンバーカードを**保険証**として
登録・ご利用いただくことで、
従来の保険証よりも**便利**で、
よりよい**医療**を受けられるようになります。

2024年12月2日以降、新たに従業員やそのご家族が協会けんぽに加入された際に
事業主の皆様へお送りするものは以下のとおりです。

1 資格情報のお知らせ

新規加入者全員分の「資格情報のお知らせ」を発行します。
各種給付金の申請に必要な記号番号等の確認にご利用ください。



資格情報のお知らせ：紙製

医療機関等 受診時の使い方

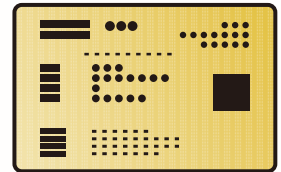
オンライン資格確認が利用できない医療機関等を受診する際、
資格情報のお知らせとマイナ保険証の両方を提示。
(資格情報のお知らせのみでは受診できません)

入手方法

協会けんぽに新規加入された方全員に自動的に発行します。
紛失、棄損された場合は再交付の申請をお願いします。

2 資格確認書

加入時に「資格確認書」の発行を必要とする意思表示をされた方等に「資格確認書」を発行します。
マイナ保険証を利用することができない方が医療機関等に受診する際にご利用ください。



資格確認書：プラスチック製

医療機関等 受診時の使い方

医療機関等へ提示

入手方法

資格取得届や扶養異動届の資格確認書発行要否欄に
チェックをされた方に発行します。

チェックをされていない方のうち、マイナ保険証をお持ちでない方には
資格取得から30～50日後に発行します。

有効期限

最大5年間

3 高齢受給者証

70歳以上の方には引き続き高齢受給者証を発行します。

(マイナ保険証で受診される場合は、医療機関等受診時に高齢受給者証の提示は不要ですが、
オンライン資格確認が利用できない医療機関等を受診する場合には必要となります。)



2024年12月2日以降の受診方法

受診方法	年			2024年												2025年												2026年											
	月	8	9	10	11	12	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	4	5	6	7	8	...												
保険証	[Blue arrow from 2024.12.8 to 2025.12.1]												※経過措置期間終了後使用不可																										
マイナ保険証	[Red arrow from 2024.12.8 to 2025.12.1]												[Red arrow from 2025.12.2 to 2026.12.1]												[Red arrow from 2026.12.2 to 2027.12.1]														
医療機関等でオンライン資格確認が利用できない場合	[Red arrow from 2024.12.8 to 2025.12.1]												[Red arrow from 2025.12.2 to 2026.12.1]												[Red arrow from 2026.12.2 to 2027.12.1]														
	資格情報のお知らせ+マイナ保険証												[Red arrow from 2025.12.2 to 2026.12.1]												[Red arrow from 2026.12.2 to 2027.12.1]														
資格確認書	[Yellow arrow from 2024.12.8 to 2025.12.1]												[Yellow arrow from 2025.12.2 to 2026.12.1]												[Yellow arrow from 2026.12.2 to 2027.12.1]														

詳しい受診方法はこちらの動画をご覧ください。▶



従業員の方が退職された際の

保険証・資格情報のお知らせ・資格確認書の返却について

保険証	2025年12月1日までの退職の場合、資格喪失届に保険証を添付して返却してください。 2025年12月2日以降の退職の場合、保険証の返却は不要です。
資格情報のお知らせ	返却は不要です。
資格確認書	有効期限内の退職であれば、資格喪失届に添付して返却してください。 有効期限が切れた資格確認書の返却は不要です。

事業主の皆様へのお願い

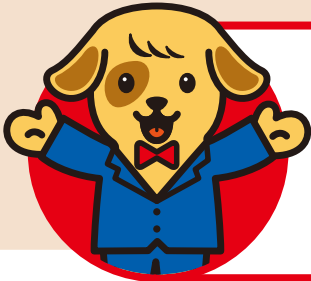


**資格取得届・被扶養者異動届を提出する際はマイナンバーを記載して、
就職後5日以内に日本年金機構にご提出ください。**

通常、日本年金機構が資格取得届等を受理してから2～5営業日程度でマイナ保険証が使えるようになりますが、マイナンバーの記載がない場合、マイナ保険証が使用できるようになるまでに時間を要する場合があります。なお、その場合は「データ登録未完了のお知らせ」をお送りしてマイナ保険証が使えるようになるまでに時間を要することをお知らせします。

マイナンバーを記載してください

**マイナ保険証をお持ちでない方で
資格確認書の発行を希望される方は
こちらにチェックをお願いします。**



**従業員の皆様に対し、医療機関や薬局での受診の際には、
ぜひマイナ保険証で受診するよう、積極的に呼びかけてください。**

※健康経営優良法人認定制度の調査項目に、事業主のマイナ保険証の利用促進の取り組み状況が追加される予定です。

マイナ保険証についての特設サイトはこちら



お問い合わせ先

マイナンバー総合フリーダイヤル(デジタル庁開設)

☎ 0120-95-0178
平日9:30~20:00 土日・祝日9:30~17:30
※年末年始を除く

*マイナンバーカード及び電子証明書を搭載したスマートフォンの紛失・盗難に関する場合は24時間受付

受付内容

- マイナンバーカード、通知カードに関すること
- マイナンバーカード及び電子証明書を搭載したスマートフォンの紛失・盗難に関すること
- マイナンバー制度、マイナポータルに関すること

協会けんぽマイナンバー専用ダイヤル

TEL 0570-015-369
8:30~17:15(土日・祝日・年末年始を除く)

受付内容

- マイナ保険証、オンライン資格確認、資格情報のお知らせ、資格確認に関すること